新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る令和 4年度分の国民健康保険税の減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市国民健康保険税条例(昭和32年蒲郡市条例第18号。以下「条例」という。)第29条第1項の表第8号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下「感染症」という。)の影響により収入が減少した被保険者に係る令和4年度分の蒲郡市国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象とする世帯及び減免額)

- 第2条 保険税の減免の対象とする世帯及び減免額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。この場合において、複数の区分に該当する場合は、減免額の大きいものを適用する。
 - (1) 感染症に感染したことにより、令和4年度中に世帯の主たる生計維持者(以下「生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全額
 - (2) 感染症の影響により、生計維持者の令和4年の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、かつ、次のアからウまでの全てに該当する世帯次の表で計算した(i)対象保険税額に、(ii)令和3年の合計所得金額区分に応じた(iii)減額又は免除の割合を乗じて得た額
 - ア 生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により 補填されるべき金額を控除した額)が令和3年の当該事業収入等の額の10 分の3以上であること。
 - イ 生計維持者の令和3年の地方税法(昭和25年法律第226号)第314 条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法 施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所 得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及 び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額(以下

「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。

- ウ 減少することが見込まれる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和 3年の所得の合計額が400万円以下であること。
- (i)対象保険税額=A×B/C
- A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B:生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
- C:生計維持者及び生計維持者と同一の世帯に属する全ての被保険者につき 算定した令和3年の合計所得金額

(ii)令和3年の合計所得金額区分	(iii)減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の 8
5 5 0 万円以下であるとき	10分の 6
750万円以下であるとき	10分の 4
1,000万円以下であるとき	10分の 2

(3) 感染症の影響により、生計維持者が令和4年度中に事業等を廃止し、又は失業(自発的失業、特例対象被保険者等(条例第26条の2に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。)に該当する非自発的失業又は定年による退職を除く。)した世帯 前号の表中の(i)対象保険税額

(特例対象被保険者等に係る減免の適用について)

- 第3条 前条第2号の規定に該当する世帯のうち、生計維持者が条例第26条の2 の適用を受けるものについては、この要綱による給与収入の減少を理由とする保 険税の減免は行わないものとする。ただし、当該世帯の生計維持者が給与収入の 減少に加えて、給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減 免を行う必要がある場合には、次の各号により合計所得金額を算定するものとす る。
 - (1) 前条第2号の表中の(i)のCの合計所得金額の算定に当たっては、条例第26条の2の規定に基づき算定した給与所得を用いること。
 - (2) 前条第2号の表中の(ii)の合計所得金額の算定に当たっては、条例第26条の2の規定を適用する前の給与所得を用いること。

(減免対象となる保険税)

第4条 減免の対象となる保険税は、令和4年度分の保険税であって、令和4年4 月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合に あっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が設定されているものとする。

2 令和4年度末に国民健康保険の資格を取得し、普通徴収の納期限が令和5年4 月1日から5月31日までの間に設定されている場合(14日以内に加入の手続 を行わなかったことについて、市長がやむをえない事情があると認めるものに限 る。)は、令和5年3月分に係る保険税に相当する額を減免の対象とする。

(保険税の減免申請等)

- 第5条 保険税の減免を受けようとする者は、条例第29条第3項に規定する申請 書に、収入見込額申告書(別記様式)及び減免を受けようとする理由を証明する 書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市が保有する公簿等 により確認できるものについては、書類の添付を省略することができる。
- 2 前項の規定による減免申請の申請期限は、令和5年5月31日までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合にあっては、この限りではない。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかにその審査を 行い、減免の可否を決定し、蒲郡市国民健康保険税条例施行規則(昭和45年蒲 郡市規則第19号)第5条に規定する国民健康保険税納税通知書により申請者に 通知するものとする。

(減免の取消し)

- 第7条 市長は、偽りの申請その他不正の行為により、保険税の減免を受けた者があるときは、直ちに当該保険税の減免を取り消すものとする。
- 2 前項の規定により減免の決定を取り消された者は、減免により支払を免れた税額を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

収入見込額申告書

私の世帯の主たる生計維持者の令和4年中の収入の見込み額について以下のとおり申告します。

被保険者 記号・番号	_	世帯の主たる 生計維持者の氏名		
収入の種類	□事業収入 □山林収入	□不動産収入 □給与収入	納付義務者から 見 た 続 柄	
収えの内容	事業所名		業種	
収入の内容	勤務先名等			
収入減の理由				
月ごとの収入見込み額(確定月については、実収入額)				

月	区分	令和4年収入額	令和3年収入額	
1月	確定・見込	H	H	
2月	確定・見込	円	円	
3月	確定・見込	円	円	
4月	確定・見込	H	H	
5月	確定・見込	H	H	
6月	確定・見込	円	H	
7月	確定・見込	H	H	
8月	確定・見込	円	H	
9月	確定・見込	H	H	
10月	確定・見込	円	H	
11月	確定・見込	H	H	
12月	確定・見込	H	Н	
/]\	計	H	П	
国等からの 給付金	確定・見込	円	Н	
合	計	円	H	

※区分については、令和4年収入額が確定か見込みかどちらかに○をつけてください。

※確定月の収入額については、事業収支の帳簿や給与証明書等の写しを添付してください。

保険金、損害賠償等により補填されるべき金額の有無 (有無について、どちらかに○をつけてください。)		有	無	※受付時担当者確認欄	
有の場合、令和4年の金額			円	添付資料	
有の場合、令和3年の金額			円	添付資料	

※有の場合は、その金額がわかる資料(保険契約書等)の写しを添付してください。